

昭和54年度

学 生 便 覧

熊本女子大学



学 年 暦

前 期 (4月1日から10月20日まで)

- 4月 1日 学年ならびに前期始め
- 4月10日 入学式
- 4月^{11日}_{13日} } オリエンテーション
- 4月16日 前期授業開始
- 5月 2日 開学記念日
- 7月11日 } 夏季休業
- 9月10日 }
- 9月11日 夏季休業明け授業開始
- 10月 6日 } 前期定期試験
- 13日 }

後 期 (10月21日から3月31日まで)

- 10月22日 後期授業開始
- 12月25日 } 冬季休業
- 1月10日 }
- 1月16日 冬期休業明け授業開始
- 1月^{25日}_{31日} } 第4年次後期定期試験
- 2月25日 } 第3年次以下後期定期試験
- 3月 8日 }
- 3月20日 卒業式
- 3月25日 } 春季休業
- 4月10日 }

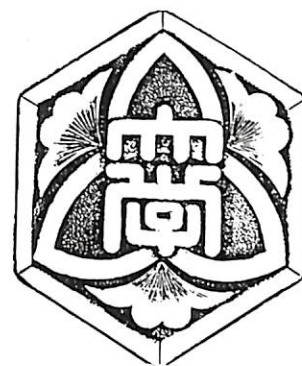
(日次は年により変更することがある)

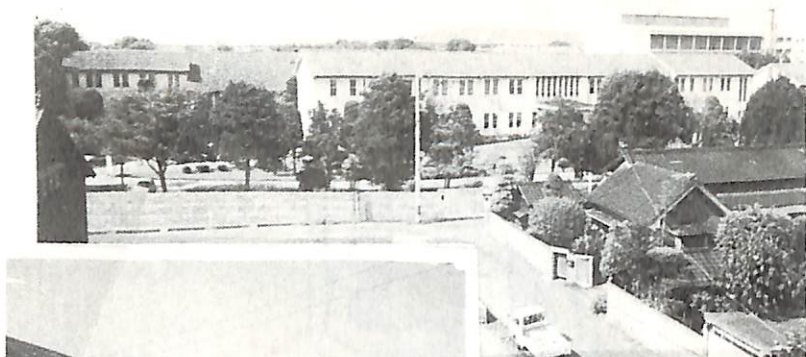
学 生 便 覧

掲 載 順 目 次

I 沿革概要	9
II 校歌・学生歌	10
III 熊本県条例・規則	14
1. 熊本県立大学条例	14
2. 県立学校授業料等徴収条例	15
3. 熊本女子大学学則	17
IV 熊本女子大学規程・内規等	27
1. 授業科目に関する規程	27
2. 履修に関する内規	36
3. 試験に関する規程	36
4. 学生の受験心得	42
5. 卒業論文取扱いに関する内規	43
6. 教育実習履修基準	44
7. 願出及び届出等に関する内規	45
8. 図書閲覧に関する学生心得	50
9. 授業料免除規程	54
10. 補導委員規程	54
11. 学生自治会施設使用規程	55
V 大学関係法令等	56
1. 教育基本法	56
2. 学校教育法	56

3. 学校教育法施行規則	57
4. 大学設置基準	58
5. 教育職員免許法	59
6. 教育職員免許法施行規則	62
7. 栄養士法及び同施行規則	63
8. 熊本県改良普及員資格試験実施要領	68
VI 学生生活の案内	73
1. 学生部の事務分掌	73
2. 学生課関係	75
(1) 身 上 相 談	75
(2) 学生身上カード	75
(3) 保 健 衛 生	75
(4) 学 生 証	75
(5) 育英奨学制度	76
(6) アルバイトのあっ旋	79
(7) 就職のあっ旋	80
(8) 学生寮、間借、下宿のあっ旋	80
(9) 学生団体、集会、掲示、施設使用	80
(10) 大学の掲示	81
(11) 課外活動	81
(12) 在学証明書等の発行	82
(13) 通学証明書と学生証	82
3. 教務課関係	83
(1) 学習の関係	83
(2) 学部の事務	84
VII 付 録	85
1. 大学の組織及び取扱事務	85
2. 職員一覧表	87
3. 熊本女子大配置図	97





項目別索引

I 大学の概要

1. 熊本女子大学の設置	—— 熊本県立大学条例	14
2. 熊本女子大学の沿革	9
3. 熊本女子大学の目的	—— 学則第1条	17
1) 教育の目的と方針	—— 教育基本法	56
2) 大学の目的	—— 学校教育法	56
4. 学部、学科について	—— 学則第2条	17
5. 学生の定員について	—— 学則第37条	23
6. 附属図書館について	—— 図書館学生心得	50
7. 組織、運営及び職員について	—— 巻末一覧表	85

II 学籍及び授業料

1. 学籍について	—— 学則第7章	21
1) 入学について	—— 学則23条~28条	21
2) 欠席について	—— 願出及び届出内規(1)	45
3) 休学について	—— 学則第29条	22・45
4) 身分の異動	—— 願出及び届出内規(4)	46
5) 転学、転科、退学	—— 学則第30条	22・46
6) 除籍	—— 学則第32条	22・46
2. 授業料等	—— 学則第33条	22
1) 授業料について	—— 授業料条例	15
2) 授業料免除	—— 免除規程	54
3) 授業料滞納	—— 学則第32条	22
4) その他の費用	—— 授業料条例第5条~8条	16

III 大学における授業

1. 学部、学科	学則第2条	17
2. 授業科目	学則第3条及び第4条	17
3. 授業科目と単位数	授業科目規程	27
2) 教職課程科目	授業科目規程	34
3) 教職の教科に関する科目	教員免許法・規則	61・62
4) 栄養士養成課程科目	授業科目規程	35・66
4. 単位について	学則第14条～17条	18
	試験規程第16条～18条 及び24条	39・40
	大学設置基準第25条、26条	58
5. 授業日数	大学設置基準第27条	59
6. 学年暦		
1) 学年学期	学則第21条	20
2) 休業日	学則第22条	20
3) 試験に関する日程	試験規程附表	41
4) 学校行事等	巻頭附表	
7. 教育課程の編成	大学設置基準第28条	59
8. 授業の方法	大学設置基準第30条	59

IV 学修について

1. 履修方法について		
1) 履修目標		
① 卒業要件(学士号要件)	学則第17条	19
② 免許資格要件	学則第4条、第18条	18・20
2) 履修計画		
① 履修年限	学則第9条	18

② 授業暦、開講科目、授業時間割

	学期始めに交付する	
3) 履修科目の決定と届出	学則第10条、11条	18
	履修に関する内規	36
4) 教職課程の履修	学則第18条による授業科目	34
	教育職員免許法	59
	教育職員免許法施行規則	62
	教育実習履修基準	44
5) 栄養士課程の履修	学則第4条による授業科目	35
	栄養士法及び施行規則	63
6) 学習上の注意	学生生活の案内	83
2. 図書館の利用法	閲覧心得	50
3. 課程終了		
1) 試験	学則第12条～14条	18
	試験規程	36
	学生の受験心得	42
① 追試験	試験規程第7条～9条	37
② 再試験	試験規程第10条～12条	38
2) 卒業論文	学則第16条、17条	19
	卒業論文取扱内規	43
4. 成績認定	学則第14条	18
	試験規程第15条～24条	39

V 卒業

1. 卒業資格(卒業要件)	学則第17条	19
2. 卒業及び学士号	学則第19条、20条	20
3. 教員免許	教育職員免許法	59
4. 栄養士免許	栄養士法	63

5. 生活改良普及員	試験実施要領	68
VI 学生生活について		
1. 賞罰に関する規程	学則第49条、50条	24
	学校教育法施行規則	57
2. 補導、厚生に関すること	補導委員規程	54
3. 自治会	施設使用規程	55
4. 奨学生	奨学制度	76
5. 身分の異動	願出、届出内規(4)	46
6. 学外活動	願出、届出内規(5)	46
7. 身体検査等	願出、届出内規(6)	47
8. 集会、出版等	願出、届出内規(7)	47
9. 学生生活の案内	1~3	73
VII その他		
1. 大学の組織と取扱事務		85
2. 職員一覧表		87
3. 建物配置図		97

I 沿革概要

昭和22年	3月31日	熊本県立女子専門学校として発足
昭和24年	3月25日	熊本女子大学設置について文部大臣より認可
	4月1日	熊本県立女子専門学校長医学博士北村直躬初代学長となる
	5月2日	第1回入学宣誓式挙行
	5月21日	開学記念式挙行
昭和26年	2月28日	教職課程設置について文部省より承認
	3月31日	熊本県立女子専門学校自然廃校
	4月1日	栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
昭和28年	1月31日	学部名称変更(学芸学部を文家政学部に)学科名称変更(生活学科を家政学科に)学生定員増加(家政学科40名を60名に)について文部省より承認
	3月3日	第1回卒業証書授与式挙行
昭和29年	11月18日	文部大臣より教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の規定に基く正規の課程の認定を受ける。
昭和31年	3月11日	教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定
昭和32年	3月22日	学生定員増加(家政学科60名を80名)について文部省より承認
昭和33年	2月17日	学生定員増加(文学科国文学専攻20名を40名)について文部省より承認
昭和35年	1月20日	学科増設(文学科国文学専攻を国文学科に、文学科英文学専攻を英文学科に1学科増設)について文部省より承認
昭和37年	12月20日	学科増設「食物学科(学生定員40名)」、学生定員変更(家政学科80名を50名に、国文学科40名を50名、英文学科20名を40名)に
昭和38年	4月1日	栄養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定
昭和40年	5月25日	創立15周年記念式典挙行
昭和42年	11月1日	教授村中末吉第二代学長となる
昭和44年	5月17日	創立20周年記念式典挙行
昭和46年	11月1日	教授 柿村峻 第三代学長となる
昭和50年	11月1日	教授 阿波保喬第四代学長となる

熊本女子大学校歌

村中史朗 作詞
信時 潔 作曲

さわやかに *mf*

み は か ら か す あ そ の や ま な れ み る あ き
 た ん ら し き の あ み さ ね の ひ か り よ よ び し
 ら づ さ も き る や ゆ ま は に ほ く ひ て ん と ゆ
 き い ろ 一 に き か が や く 校 一 舎 の つ き *mf*
 ど ん い せ く る に お ふ る め を は み よ や 科 ひ
 が と く の す る に え あ い ち を の ひ と め み て し し *mp*
 さ ん く り す る の き み よ ち き お た も ざ ら し ん さ さ *mf*
 は や け き き み ど ど り の か ぜ は は わ わ *f*
 か き ひ の の よ ろ こ み ひ う た ふ あ あ
 あ わ れ ら ら い の わ た た 一 へ ん

熊本女子大学校歌

(昭和35・4・26制定)

村中史朗 作詞
信時 潔 作曲

一、見はるかす 阿蘇の山なみ

新しき 朝の光よ

むらさきに 山はにほいて

ときいろに 輝く校舎

集ひくる 乙女を見よや

科学する 叡知の瞳

思索する 清きおもさし

さわやけき みどりの風は

若き日の よろこび歌ふ

ああわれら 命たたへん

二、まかがよふ 空をかぎれる

金峰の 峰の光よ

静もれる 夕の学園

夢多き 乙女の胸の

琴線に 触るるは何ぞ

人の世に 愛をもとめて

真理への 道をたどらん

さわやけき みどりの風は

若き日の 望みを歌う

ああわれら 命たたへん

熊本女子大学 学生歌

村中 史郎 作詞
笹原 いね 作曲

創立15周年を記念して

清く明るく J=約100

ゆう きょうとわに か わらざー る あ そ の や
ま な み あ お ぐ と き は る く さ も え る
こ の だ い ら た く ま の は ら の つ ち の
か に し ぜ ん の い ぶ き か ん じ つ つ
し ん り き わ め ん じ ゃ う ね つ の か げ ろ う
の こ と も え - た ら て き ぼ う は
き ぼ う は し め - に お く ら み ぬ

熊本女子大学学生歌

(昭和38・8・2制定)
熊本女子大学創立15周年を記念して
村中 史郎 作詞
笹原 いね 作曲

一、悠久とほに 変らざる

阿蘇の山なみ 仰ぐとき
春草萌ゆる この大地
託麻の原の 土の香に
自然の息吹き 感じつつ
真理きわめん 情熱の
かげろうのごと もえたちて
希望は胸にふくらみぬ

三、西金峰の 山はだを

秋の紅葉の 染むるとき
思索の歩み 深みゆく
額にかかる わくら葉を
手にとりもちて ひとりごと
短き生命の 一こまも
愛のともしび かかげつつ
人の心を 照らさばや

二、棕梧の葉かげに 顔ふとき

南の山の 谷間より
白き夏雲 湧き立ちて
緑の風は 頬を撫つ
朝な夕なに 進みゆく
文化の遺産 うけつぎて
学びつとむる 乙女らの
瞳を見ずや その叡知

四、平和の鐘は 鳴りひびき

歴史は古き 城頭に
女子大学は うまれたり
今この原に 聳えたつ
みどりのいらか 幾星霜
しだるる梅の 匂ふごと
清き学風 うちたてて
ともに誇らん 吾が女大

Ⅲ 熊本県条例・規則

1 熊本県立大学条例

(昭和39年3月31日熊本県条例第45号)

(設置)

第1条 熊本県に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学を設置する。

(名称、位置等)

第2条 大学の名称、位置及び学部は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	学 部
熊本女子大学	熊本市大江2丁目7番1号	文家政学部

(附属図書館)

第3条 大学に附属図書館を置く。

(講座等)

第4条 大学の学部における講座又はこれに代わるべきものの種類その他必要な事項は、知事が定める。

(職員等)

第5条 大学における職の種類については、知事が定める。

(委任)

第6条 この条例又は他の法令に定めのあるもののほか、大学の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 県立学校授業料等徴収条例

(昭和23年6月17日県条例第18号) 抜粋

第1条 この条例は、県立学校の授業料等の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 県立学校のうち、大学において徴収する授業料は、1人につき年額14万4千円とする。

2 前項の授業料は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該中欄に掲げる金額を、当該下欄に掲げる期限までに納付しなければならない。

ただし、本人の申請に基づき、知事が特別の理由があると認めるときは、年額を月割りし、毎月末日までに納付することができる。

区 分	金 額	納 付 期 限
第 1 期	48,000円	4月30日
第 2 期	48,000円	9月30日
第 3 期	48,000円	1月31日

3 前項の表の第1期、第2期又は第3期(以下「各期」という。)の中途において、復学、再入学又は編入学(以下「復学等」という。)した場合の当該期の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等の許可を受けた日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月の末日までに徴収するものとする。ただし、復学等の日が各期の納付期限前であるときは、当該期の納付期限までに徴収するものとする。

4 各期の途中で卒業する場合の当該期の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に当該期の最初の月から卒業する日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、卒業した日の属する月の末日までに徴収するものとする。

5 各期の途中で退学する場合の当該期の授業料の額は、退学の日の属する

月を含む期分の授業料の全額とする。ただし、休学を許可した期間内に退学した場合の授業料は、当該期に係る休学を許可した期間中、月割をもって免除する。

第 3 条 病気その他正当な理由により欠席した場合においても、学籍にある間は授業料を徴収する。

ただし、休学が全月に及ぶものは、月額をもってその月の授業料を免除する。

第 4 条 特に学長並びに学校長において必要と認めた場合は、知事の承認を得て授業料を減額し又は免除することができる。

第 5 条 県立学校に入学を志望する者（聴講生として入学しようとする者を除く。）は次に掲げる各号の手数料を、入学願書提出の際、志望する学校に納付しなければならない。

4 大学 1人につき 8千円

第5条の2 前条の手数料は、いかなる理由があっても返さない。

第 6 条 大学の聴講生は、五千円の入学金及び1単位につき千六百円の聴講料を聴講生としての入学の許可のあった日から10日以内に納付しなければならない。

第 7 条 県立学校に入学を許可された者は、次に掲げる各号の入学金（前条に規定する入学金を除く。）を当該学校に納付しなければならない。

4 大学 1人につき 県内 6万円 県外 12万円

第 8 条 県立学校において、卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書及び単位修得証明書を発行するときは、各1通につき百円の手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず県立学校に在籍する学生又は生徒の申請に対してする前項の証明書の発行については、手数料を徴収しない。

附 則 略

昭51.4.1施行……授業料等の金額改正（新入生より適用）

昭52.4.1施行……入学金の金額改正

昭53.4.1施行……(1)授業料等の金額改正（新入生より適用）
(2)退学者、復学者等に対する授業料の取り扱い（新設）

昭54.4.1施行……入学金の金額改正

3 熊本女子大学学則

（昭和38年6月29日規則第36号）

第1章 目 的

（大学の目的）

第 1 条 熊本女子大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに基づき、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純の品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もって社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

第2章 学部及び学科

（学部等）

第 2 条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の4学科とする。

- 1 家 政 学 科
- 2 食 物 学 科
- 3 国 文 学 科
- 4 英 文 学 科

第3章 授 業 科 目

（授業科目の区分）

第 3 条 大学の授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。